

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、報酬の支給対象となる役員、報酬の額及びその支給方法並びに費用弁償の特例について定めるものとする。

(報酬を支給する役員及びその額)

第2条 報酬を支給する役員は、会長並びに非常勤の常務理事とする。

2 報酬は、月額5万円とする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給日は、正規職員に対する給与の支給日と同様とし、その他支給方法については、会長が定める。

(費用弁償の特例)

第4条 報酬を支給する役員の費用弁償については、社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会役員の費用弁償等に関する規程第3条第2項の規定の適用は、ないものとする。

(公表)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。